

令和6年度 日本学生支援機構奨学金（大学院第一種奨学金）「大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る奨学金返還免除内定候補者」申請要領

1. 対象者

令和6年度に大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）への進学を希望し、以下の（1）～（3）のいずれも満たす者が対象です。

なお、一貫制博士課程への進学を予定している者は、本制度の対象外です。

- （1）大学学部等において修学支援新制度（旧給付奨学金を含む）を利用していること（※1）又は住民税非課税世帯であること（※2）。
- （2）特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。（※3）
- （3）将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えて活動することができると認められる者。

※1・・・本内定制度申請及び推薦時点で、家計基準に基づく支援区分見直しにより「停止中」の者は対象外です。ただし、家計基準のうち、所得（支給額算定基準額）は基準内（支援区分はⅠ～Ⅲのいずれか）であるが資産額のみ基準外で停止となっている者は対象です。

※2・・・学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）により、全員の住民税所得割額が非課税であることをご確認ください。

※3・・・本学の各研究科はいずれも対象となります。

2. 手続き

- （1）内定候補者に係る申請は、書類の提出及びスカラネットへの入力 of 双方により行う。
- （2）申請を希望する者は、次の申請書類の様式ファイルを各自本学 HP からダウンロードする。

【ダウンロード期間】令和6年1月11日（木）から

- ① 大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る返還免除内定候補者申請書
- ② スカラネット入力下書き用紙

- （3）申請者は、以下の書類を作成・準備のうえ、申請期間内に学生支援課等に提出する。併せて、スカラネット入力用の「識別番号（ユーザID・パスワード）」を受領し、スカラネット上でも申請を行う。

【申請期間】令和6年1月17日（水）～令和6年1月25日（木）

（注）申請期間内に、書類の提出及びスカラネット入力の双方を行うこと。

【受付時間】午前 9時00分～12時00分 午後 14時00分～17時00分

【提出先】文教地区 学生支援センター（経済支援コーナー）奨学金担当

（注）坂本地区の申請者は、所属する研究科の大学院係でも受け付ける。

- ① 大学院修士課程及び専門職学位課程進学予定者に係る返還免除内定候補者申請書
- ② スカラネット入力下書き用紙

③ 次のア又はイのいずれか。

ア 修学支援新制度（旧給付奨学金含む）を利用している場合

→ 奨学生証のコピー

イ 住民税非課税世帯である場合

→ 学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得・課税証明書等

(4) 本学からの推薦にあたり、審査及び管理のため必要な書類を徴することがある。

(5) 各申請書類には必要事項を漏れなくすべて記入すること。

(6) 選考結果は、令和6年7月下旬の発送を予定している。

3. 注意事項

(1) 中間評価

年に1回、2年生以上への進級時に内定者として相応しい成績を挙げているかどうかを確認する中間評価を実施します。各内定者が以下の①～⑤の全ての項目を満たしているかを大学にて確認し、日本学生支援機構に報告します。なお、中間評価において内定者本人が行う手続きはありません。

① 貸与奨学生適格基準の細目に基づく、「廃止」区分に該当していないこと

② 貸与奨学生適格基準の細目に基づく、「停止」区分に該当していないこと

③ 貸与奨学生適格基準の細目に基づく、「警告」区分に該当していないこと

④ 修業年限内に課程を修了する見込みであること

⑤ 文部科学省令第36条第1号～第10号で定める各業績について、引き続き十分な成果を挙げ
る見込みがあること

上記①～⑤うち、ひとつでも満たしていない項目があった場合は、内定取消となります。

中間評価の実施は、毎年3～4月頃を予定しています。

(2) 年間を通じた確認

中間評価の実施期間に拠らず、年間を通じて上記(1)①②④のいずれかを満たしていないと大学が判断した場合は内定取消となります。

(3) 内定取消の対象外

上記(1)(2)に該当する場合でも、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなったと大学が認めた場合は、内定取消とはなりません。

なお、以下の場合も内定取消とはなりません。

・修業年限の途中で貸与が終了した場合であっても、修業年限内で課程を修了する見込であることを大学が認めた場合

・休学（長期欠席は除く）に伴い、これに相当する期間、修了期が延期した場合

(4) 第一種奨学金の申込みは、内定候補者の申請とは別に行う必要があります。大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後の在学採用にて第一種奨学金の申込みをしてください。

(5) 内定者（内定者としての身分を取り消された者を除く。）であっても、貸与終了時には業績免除の申請が必要です。遺漏なきようご注意ください。